

岡崎市議会追加議案

令和 6 年 3 月 定例会

令和 6 年 3 月岡崎市議会定例会追加議案目録

議案番号	件 名	ページ
52	和解及び損害賠償の額を定めることについて	5
53	和解及び損害賠償の額を定めることについて	7
54	令和 5 年度岡崎市一般会計補正予算（第13号）	9

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり、和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和 4 年 10 月 21 日 午前 9 時 35 分頃

(2) 場所

岡崎市高隆寺町字五所合地内の市道中央総合公園東公園線

(3) 内容

ごみステーションに関する現場調査に向かう途中の公用自動車が西進中、市道上で停車していた相手方自動車に後方から追突し、相手方運転者に頸椎^{けい}捻挫、背部挫傷等の傷病を負わせた。

2 損害賠償額

1, 273, 706 円

3 和解条項

(1) 岡崎市及び岡崎市運転者と相手方運転者は、本件事故により、相手方運転者に医療費金 450, 680 円、通院交通費金 7, 626 円、慰謝料金 815, 400 円、合計金 1, 273, 706 円の損害が生じたことを相互に確認する。

(2) 岡崎市及び岡崎市運転者と相手方運転者は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市運転者 100 パーセント、相手方運転者 0 パーセントであることを相互に確認する。

(3) 岡崎市及び岡崎市運転者と相手方運転者は、本件事故に関する人身損害の損害賠償債務として、岡崎市が相手方運転者に対し、金 1, 273, 706 円の支払義務があることを相互に確認する。

(4) 岡崎市及び岡崎市運転者と相手方運転者は、(3)の金員のうち金 450, 680 円が支払済みであることを相互に確認する。

- (5) 岡崎市は、相手方運転者に対する(3)の金員のうち金823,026円を、岡崎市議会の議決を得た日から30日以内に、相手方運転者の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (6) 岡崎市と相手方運転者は、本件事故による人身損害に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 岡崎市運転者と相手方運転者は、本件事故による人身損害に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により必要があるによる。

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり、和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和 4 年 10 月 21 日 午前 9 時 35 分頃

(2) 場所

岡崎市高隆寺町字五所合地内の市道中央総合公園東公園線

(3) 内容

ごみステーションに関する現場調査に向かう途中の公用自動車が西進中、市道上で停車していた相手方自動車に後方から追突し、相手方自動車の後部バンパー、後部ドアパネル等を損傷させた。

2 損害賠償額

1,076,922円

3 和解条項

- (1) 岡崎市及び岡崎市運転者と相手方車両使用者及び相手方運転者は、本件事故により、岡崎市に金81,700円の、相手方車両使用者に金1,076,922円の物件損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市及び岡崎市運転者と相手方車両使用者及び相手方運転者は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市運転者100パーセント、相手方運転者0パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市及び岡崎市運転者と相手方車両使用者及び相手方運転者は、本件事故に関する物件損害の損害賠償債務として、岡崎市が相手方車両使用者に対し、金1,076,922円の支払義務があることを相互に確認する。
- (4) 岡崎市及び岡崎市運転者と相手方車両使用者及び相手方運転者は、(3)の金員が全て支払済みであることを相互に確認する。

- (5) 岡崎市と相手方車両使用者及び相手方運転者は、本件事故による物件損害に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 岡崎市運転者と相手方車両使用者及び相手方運転者は、本件事故による物件損害に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (7) 相手方車両使用者は、本件事故による相手方車両の物件損害に関し自己に和解締結権限があることを表明保証する。(5)及び(6)の定めにかかわらず、相手方車両所有者から本件事故に関する異議、請求等があった場合は全て相手方車両使用者の負担とし、相手方車両使用者が自己の責任及び費用をもって対応し、岡崎市及び岡崎市運転者に何らの負担をさせないことを誓約する。

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により必要があるによる。

令和 5 年度岡崎市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 5 年度岡崎市の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,350 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 149,805,145 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
22	諸収入	5,249,432	2,350	5,251,782
	5 雑入	3,710,335	2,350	3,712,685
	歳入合計	149,802,795	2,350	149,805,145

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	18,375,192	1,526	18,376,718
	1 総務管理費	14,665,603	1,526	14,667,129
4	衛生費	16,485,025	824	16,485,849
	4 清掃費	4,925,388	824	4,926,212
	歳 出 合 計	149,802,795	2,350	149,805,145

